

# ともに生き支えあう 福祉のまちづくり



社会福祉法人 階上町社会福祉協議会

## 社会福祉協議会とは・・・？

社会福祉協議会（通称【社協（しゃきょう）】と呼ばれています。）は、「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として社会福祉法に定められ、全国、都道府県、市区町村に設置されている公共性の高い非営利の民間の福祉団体（社会福祉法人）です。

階上町社協は、昭和28年10月に任意団体として設立され、昭和53年12月に厚生大臣の認可を受け、社会福祉法人格を取得し地域福祉の推進を図っています。町民の皆さんをはじめ、ボランティア、行政及び保健・福祉・医療の関係機関等町内の福祉に関わる関係者の参加・協力のもと、具体的な事業推進や協議等を行い、協働しながら地域に住む皆さんが毎日住み慣れたまちで安心して生活することのできる「福祉のまちづくり」の実現を目指し活動しています。

## 階上町社会福祉協議会が目指すもの

### 【基本理念】「ともに生き支えあう福祉のまちづくり」

子どもからお年寄りまで、誰もが住み慣れた地域の中で、自分らしく健康で自立した生活を送れるような社会の実現を目指します。

【基本計画】基本理念の実現のために、5つの基本計画を掲げ、地域福祉活動の展開を推進します。

1 住民参加と小地域ネットワーク活動の推進	子どもから高齢者まで、住み慣れた地域において安心して生活ができるよう、住民の主体的な参加を促進し小地域福祉活動を推進します。
2 福祉教育・ボランティア活動の推進	子どもから大人までの福祉教育の推進を図り、住民が主体的に参加する福祉のまちづくりへの参加意欲を高め、ボランティア活動を推進します。
3 福祉情報の提供・総合相談・自立生活支援機能の充実	自立した日常生活を支援できるよう、福祉情報の提供及び総合相談や生活支援機能の充実を図ります。
4 災害時支援体制の充実	被災者を支援するボランティアの育成や災害ボランティアセンターの運営体制を整備し災害時支援体制の充実を図ります。
5 社協の機能・体制強化	基本計画推進のため、財政基盤の整備や職員研修の充実等、社協の機能・体制強化を図ります。

## 社協は皆さんの助け合いの心に支えられています

社協の活動財源は、町民の皆さんからの会費や寄付金、赤い羽根共同募金配分金、町からの補助金、受託金などです。社協会費は、社協の事業実施並びに重要な運営資金となります。階上町の福祉充実のため一人でも多くの皆さんに社協会員としてご協力いただきますようお願いしております。

### 世帯の皆さんを対象に

普通会員	年額1,000円
賛助会員	年額2,000円
特別賛助会員	年額5,000円

### 企業・団体・法人等事業所の皆さんを対象に

団体会員	年額3,000円
------	----------



# 社協が行う地域福祉事業

## 住民参加と小地域ネットワーク活動の推進

### 生活支援体制整備事業

高齢者が住み慣れた地域で孤立することなく、安心して生活できるよう住民や関係機関、団体などが助け合い活動のネットワークを構築し、生活支援や介護予防サービスの充実と互いに支え合う体制・地域づくりを推進しています。



### ほのぼのの交流会開催事業

地区集会所等において、ほのぼのの交流協力員を中心とした「ほのぼのの交流会」活動の計画的推進の支援を図り、高齢者の介護予防と仲間づくりを推進しています。また、職員が指導者となり集会所等を拠点として、「ほのぼのサロン」を開催し、高齢者同士の交流促進を図っています。



### 緊急通報システム福祉安心電話サービス事業

ひとり暮らし等の高齢者が、病気、ケガをした場合や緊急の相談等のいざという時に、「緊急ボタン」を押すことで隣近所の協力員や救急車、消防車の手配がされるサービスです。直接町社協につながる「相談ボタン」もあり、相談や悩みごとなどに対応できるようになっており、いずれも365日24時間体制で相談、見守りを行います。

また、火災時に中央受信センターに自動通報する「火災報知器」も合わせて設置されます。

機器の設置費用は66,000円(機器本体、火災報知器、通報用ペンダント)と年会費です。一人暮らし世帯の低所得者世帯については、設置費用の補助制度がございます。

## いつでも安心とふれあい 福祉安心電話サービス

相談

#### 平日の日中

階上町社会福祉協議会につながります。

#### 夜間・土日祝日の日中

コールセンター(立川センター / 富山県・埼玉県)につながります。



日頃困っていることや連絡したいこと、福祉サービスの相談など、なんでもお話しください。



相談

緊急



緊急

火災

#### 平日の日中

青森県社会福祉協議会内の中央受信センターにつながります。

#### 夜間・土日祝日の日中

コールセンター(立川センター / 富山県・埼玉県)につながります。



あなたの希望に合わせて対応します

協力員があなたの状況に応じて家かけつけます。速やかに対応します。



## ハート生き生き事業

65歳以上の方を対象に毎週月曜日と木曜日にハートフルプラザで、入浴サービスや各種趣味活動(舞踊・詩吟・手芸・裂き織り・体操・カラオケ)をとおして高齢者の生きがい・健康づくりを進めています。

- ・利用料は1回100円です。
- ・参加者送迎バスを運行しています。



## 認知症カフェ設置事業

高齢者が気軽に集える場として「はあとカフェ」を毎週月曜日と木曜日、ハートフルプラザに開設し、認知症の人やその家族の方の交流や情報交換など、認知症に対する正しい理解を促進しています。



## 通所型サービスC事業(わんつかけんき教室)

ストレッチ体操、筋力トレーニング、バランス感覚向上トレーニングなど、高齢者の運動器の機能向上のための教室「わんつかけんき教室」をハートフルプラザで開催しています。



## 家族介護者交流事業

高齢者等を介護している家族等を対象に、介護に関する知識の習得のための「介護講座」や心身のリフレッシュを図る「介護者の集い」を開催しています。



## 福祉団体育成(事務局担当)

町内の福祉団体(老人クラブ連合会、身体障害者福祉会、手をつなぐ育成会、母子寡婦福祉会、ボランティアサークルけやき、在宅介護者の会、共同募金委員会)の事務局を担当し、会の育成と事業推進に取り組んでいます。



## いきいきシルバーバンク事業

健康で働く意欲のある高齢者の短期的な就労を通して、生きがいの充実と社会参加の推進を図ります。

高齢者の豊かな知識や経験、能力を活かすため就労登録をしていただき、草刈りや草取りなどの作業を進めています。



## 敬老会開催事業

地区毎に開催する敬老会に対し助成を行うとともに、地域ぐるみの活動として支援を図っています。

## ハートフルプラザ・はしかみの運営、管理(指定管理者制度)

子どもから高齢者、障がいのある方など誰もが安心して利用できる管理運営に努めています。

# 福祉教育・ボランティア活動の推進

## 福祉意識の高揚と人づくり

福祉事業や活動等について、町民の理解と啓発のため毎年福祉大会を開催するとともに、地域福祉活動を担う人材育成を図るため「福祉サポーター養成講座」を開催しています。また、介護や福祉に関わる人材育成のため、学生及び社会人の実習生の現場実習等の実習受入れを進めています。

## 福祉教育の推進

### 【ボランティア推進校事業】

小中学校をボランティア推進校として指定し、福祉についての学習やボランティア体験等とおしての福祉教育を推進しています。

### 【幼児と高齢者のふれあい事業】

児童福祉施設の協力を得て、幼児とその地域内の高齢者とのふれあい交流の促進を図っています。

### 【社会福祉作文の募集と文集「そよ風」の発行】

### 【福祉体験学習事業】

町内の中学生を対象に、福祉施設において利用者との交流や介助体験、共同作業等を通して社会福祉への理解を図っています。



## ボランティア活動の推進

ボランティア活動をしたい人又はしている人を対象に「ボランティア講座」を開催し活動促進を図っています。また、ボランティア団体・グループ等の登録や町内ボランティア団体のネットワーク化を進めながら活動の推進を図っています。

# 福祉情報の提供・総合相談・自立生活支援機能の充実

## 福祉情報の提供

- ・広報誌「社協だより」の毎月発行、有料広告の募集と掲載
- ・社協ホームページにより、タイムリーな福祉情報の提供や実施事業の周知・PRを図っています。

## 心配ごと相談所事業

日常生活における心配ごとや悩みごとなどについて、専門相談員が問題を受けとめ、解決するために設置された相談所です。お気軽にご相談ください。

- 相談日 毎週火曜日（第1・3火曜日以外は予約制）
- 時間／場所 午後1時～3時／ハートフルプラザ・はしかみ
- 相談料 無料 個人の秘密は固く守ります。

## 無料法律相談

相続、財産、土地のトラブルなどは弁護士による無料法律相談をご利用ください。（毎月1回実施・予約制）



## 給食サービス事業

一人暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯、一人暮らしの障がい者等を対象に、毎週2回(水曜日・金曜日)昼食としてお弁当を配達しています。利用料は1食400円です。

また、年末におせち料理をお届けする「年末年越し給食サービス」を実施しています。



## 福祉機器貸与事業

寝たきりの高齢者、重度障がい者世帯等を対象に、福祉機器の貸出しを行なっています。

- 貸出機器 介護用ベッド(マット付)、車イス
- 貸与期間 12ヶ月(12ヶ月以降、継続して利用する際は更新手続きが必要です)
- 利用料金 無料(ただし、返却時に消毒代をご負担していただきます)



## 訪問介護事業(ホームヘルプサービス)

住み慣れた地域で安心して生活が続けられるように、訪問介護員(ホームヘルパー)が自宅に伺い、介護や身のまわりのお世話をさせていただきます。

- サービス提供時間 早朝・夜間を含め必要な時間帯で対応します。
- サービス提供日 土日祝日、年末年始を含め365日毎日対応します。
- 対象となる方
  - ・介護保険の要介護要支援認定を受けている方(要介護1~要介護5、要支援1・2)
  - ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者手帳を所持している方
- サービス内容

### 身体介護

- ◇ 食事や入浴、排せつの介助
- ◇ 衣類の着脱や体位変換
- ◇ 洗髪、爪切り、身体の清拭
- ◇ 通院の付添い など

### 生活援助

- ◇ 食事の用意、衣類の洗濯や補修、掃除、買い物
- ◇ 主治医や保健師など関係機関との連絡など



## 居宅介護支援事業

介護を必要とする方や、ご家族の相談窓口、ケアマネジャーによる介護サービス計画(ケアプラン)の作成、介護保険認定の申請代行からサービスを利用するまでのサービス提供事業所への連絡や調整の窓口となります。

- 営業日・営業時間  
月曜日から金曜日(祝日及び12月29日~翌年1月3日までを除く) 8時15分~17時

### ● こんな時にご相談ください!

- 介護保険の申請の仕方がわからない
- デイサービスに通いたいがどうすればよいか
- 退院後の家での生活が不安、ヘルパーを利用したい
- 車イスやベッドを借りたい
- 排泄や入浴を手伝ってほしい
- 住宅改修の相談をしたい

※ 相談やケアプランの作成には基本的には自己負担はかかりません。



## 日常生活自立支援事業

高齢や障がい等による軽度な判断能力の低下により、一人暮らしへの不安感や日常的な金銭管理が困難な方を対象に、日常生活上の支援を行います。

## 各種資金貸付事業

### 【生活福祉資金】

低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯に対して資金を貸付します。

#### ■ このような場合に貸付します。

- ・ 高校、短大、大学、高等専門学校への修学費、入学に必要な経費
- ・ 失業等で生活が困難になり、生計を立て直すための一時的な資金
- ・ 障がい者用自動車、福祉用具等の購入に必要な経費
- ・ 災害を受けた時、病気、けが等の医療費、冠婚葬祭に必要な経費
- ・ 住宅の増改築、補修等に必要な経費
- ・ 居住用不動産を担保としての生活資金

※各種資金には貸付条件、基準がございますのでご相談ください。



### 【たすけあい資金貸付】

生活困難者の自立更生のため、一時的な生活資金として、無利子で資金を貸付します。

● 貸付限度額／償還期間 50,000円以内／貸付日から1年以内

#### ■ 次のような場合に対象となります。

- ・ 冠婚葬祭など、不時の出費が重なり、他から貸付援助を受けることが困難な場合
- ※ 借り入れ申し込み時は、連帯保証人が必要となります。

### 【高額療養費資金貸付】

国民健康保険加入者で、入院等により医療費が高額となった場合、自己負担額を超えた分の9割を貸付します。

## フードバンク事業

生活困窮に陥っている世帯に対し、相談支援と一時的な食糧支援を行い、世帯の自立と安定に向けた支援を図ります。



## 災害時支援体制の充実

大規模な自然災害に備え、平常時から機能する支援体制の整備を図るとともに、一人暮らし高齢者等の見守りや安否確認について関係機関と連携し、災害時を見通した活動として充実を図っています。

また、三戸郡内社協災害時相互応援に関する協定により、郡内町村社協との協力により円滑な救援活動を進めます。

- ・ 災害ボランティア講座の開催
- ・ 災害ボランティアセンター運営ボランティア養成講座の開催
- ・ 災害ボランティア及び運営スタッフの事前登録
- ・ 要援護者台帳の整備、更新



## 階上町社会福祉協議会の主なあゆみ

年 次	内 容
昭和 53 年度	12月22日付けで厚生大臣から社会福祉法人として認可される。 法人登記完了し社会福祉法人階上村社会福祉協議会となる。
昭和 55 年度	町制施行に伴い定款を改正し、社会福祉法人階上町社会福祉協議会と改称する。
昭和 57 年度	「ボランティアサークルけやき」が設立され事務局を担当する。
昭和 60 年度	一人暮らし高齢者等を対象として「給食サービス事業」を開始する。
昭和 61 年度	「老人家庭奉仕員派遣事業」を町から受託し、事業運営を開始する。
平成元年度	「福祉安心電話サービス事業」が開始され、県社協からモデル地区の指定を受けて事業を開始する。
平成 7 年度	県単独新規事業の「地域福祉ほのぼのの交流事業」の指定受託を受け事業運営を開始する。
平成 9 年度	階上町地域福祉活動計画書(いきいきライフプランはしかみ)が策定される。
平成 12 年度	介護保険制度施行に伴い、指定居宅介護支援事業所及び指定訪問介護事業所として事業を開始する。
平成 15 年度	障害者支援費制度の施行に伴い、指定居宅介護事業所として事業を開始する。
平成 18 年度	介護保険制度改正に伴い、指定介護予防訪問介護事業所の認可を受け事業を開始する。
平成 21 年度	ハートフルプラザ・はしかみの指定管理者として施設管理を開始する。
平成 25 年度	第 2 次階上町地域福祉活動計画を策定する。
平成 26 年度	いきいきシルバーバンク事業を開始する。
平成 30 年度	第 3 次階上町地域福祉活動計画を策定する。

ふれあいネットワーク



社会福祉法人 階上町社会福祉協議会

### 階上町社協指定居宅介護支援事業所

(青森県知事指定事業所番号 0272700063)

### 階上町社協ヘルパーステーション

(青森県知事指定事業所番号 0272700303)

### 社会福祉法人

### 階上町社会福祉協議会障害者ヘルパーステーション

(青森県知事指定事業所番号 0211260013)

〒039-1201

青森県三戸郡階上町大字道仏字天当平1-182

(ハートフルプラザはしかみ内)

TEL 0178-88-3067

FAX 0178-88-3069

E-mail : hashikami-shakyo@citrus.ocn.ne.jp

ホームページ : <http://www.shakyo.or.jp/hp/220/>



QRコード